

令和5年第12回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年12月5日（火曜日） 14時00分～16時36分

場 所： 佐伯市役所 6階 第2委員会室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 3番 高島 千恵美 4番 飛高 聖悟

5番 小野美智子 7番 竹中 裕子 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫

11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜

16番 塩月 吉伸 17番 笏田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯5区 上杉 隆盛

佐伯11区 高島 相吉 上浦区 坂本 啓二 弥生2区 市原 洋一

本匠1区 矢野 正人 宇目1区 岡田 安代 直川1区 曾根田正弘

鶴見区 三又 秀喜 蒲江2区 塩月 邦彦

事務局： 事務局長 下川 秀文 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 主事 小野 颯月

農政課： 主事 木本 匠

議事日程

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積計画（案）について（農政課）

③利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

④農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

（局長）

それでは皆さんこんにちは。

農業委員会事務局長の下川です。

それではただいまから、令和5年第12回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、2番、小野委員。6番、伊藤委員、8番、山田委員の3名となっております。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は14名です。

よって、農業委員会会議規則第6条により、会議が成立したことを報告します。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進委員に関する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。

それでは、次第の2に基づきまして、会長挨拶に移ります。

宮脇会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

ちょっと今入ってなかったですね。

今年最後の農業委員会ということで、農業委員の皆さん、そしてまた推進委員の皆さんの参加をいただきまして、開催できますこと、大変ありがたく思っております。

ですね、もうあと残り26日しかございませんけども、施設栽培をされてる皆さん方には大変お忙しい毎日を過ごされているんじゃないかなというふうに思っております。

特に11月の終わり頃から寒さも厳しくなって参りました。

この雨でまた1週間ほど暖かくなるというふうな予報もされておりますけども、皆さんがたには十分体には注意してお仕事の方も頑張ってくださいなど。

いうふうに思っております。

11月の21日に皆さん方と協議した市長への提言要望等についてはですね、運営委員の皆さんと一緒に市長の方にその要望書提言書を問い合わせたところでございます。

そして農業委員、農業新聞かな、全国農業新聞に、先月先週号でしたか、蒲江の河内の耕作放棄地を、ひまわり、或いはまた園芸、コスモス、じゃがいも等を、皆さん地元の農業委員さん、推進委員さらには、他地域からの、皆さんの応援をいただいてここまでやってきましたが、それが先週、11月の21日にですね、県の農業委員会がございまして、事務局の農業会議の方から皆さん、佐伯のひまわりの件を、農業新聞に出しますからと、いうふうな話をいただいたんですね。してみたら私のコメントが載っておったんですけども、誰が俺にインタビューしたんかつちゅうような感じがしましたが、そういうことがありましたので、報告をしておきたいと思えます。

あと、そうですね、あとはもう特に私の方からはございませんけども、今日も三条の案件等々多いようでございますので、慎重審議をお願いしまして、簡単ですけども挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(局長)

はい。

ありがとうございました。

次に、次第3の議事に移ります。

議事につきましては、農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行の方をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

(会長)

はい。

それでは議事の進行を進めさせていただきたいと思います。

それでは議事録の署名を、9番、田原俊英委員。

10番、吉岡薫委員をお願いします。

議事に入ります前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは議案書の2ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。

農地法第三条。

件数は13件。

田1万1209平米、畑2101平米、合計1万3310平米。

農地法第四条件数は1件、田139平米、畑はありません。

合計239平米です。

農地法第五条。

件数は5件、田2859平米、畑1541平米。

合計4400平米。

総数の合計件数が19件。

合計面積が田1万4307平米、畑3642平米。

総合計面積1万7949平米以上を提案いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第35号、農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは3ページの一番から、事務局の説明の後、市原委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

近世農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機が所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのこと。

農地取得は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は46.33アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業用の費用は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

周囲の状況から見て、特に問題になる点はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、推進さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の2番について、事務局の説明の後、担当推進委員さんが欠席のようござい
ますので、事務局より、推進委員の意見もお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己収益が野菜や果樹、茶を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機が所有しております。

農業は、譲受人と母の2人で行う計画とのこと。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は13.9アールとなります。

ここ農業を行うので、申請農地周辺地域や農業用の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

担当推進委員からは特に問題ないとの意見をもらっております。

(会長)

はい。

事務局からの説明と担当推進委員さんからも、特に問題ないとの意見がございました。

それでは三条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の3番と4番についてですが、譲受人が同一のため、一括して審議したいと思います。

事務局より説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

関連がありますので、三条の採用を一括して説明させていただきます。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培してるということです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人1人で行う予定とのこと。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は19.87アールとなります。

行幸などで、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして曾根田推進委員さんお願いします。

(曾根田推進委員)

はい。

問題はありません。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番と4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番と4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の5番について、事務局より説明の後、高島推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の、農用地です。

譲受人は自己収益で米わかりを栽培してとのこと。

農業経営に必要な農具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのこと。

農地取得後は、米を栽培する計画です。

ひとところ耕作面積は93.46アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして高畑推進委員さんお願いします。

(高島推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

それでは事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の6番について、事務局より説明の後、塩月推進委員さんの意見を申し上げます。

(事務局)

住宅地図の冊子、5ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地や農業振興地域のろうきです。

譲受人は自己所有地でみかんを栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機は所有しております。

農業は譲受人1人で行う計画とのことです。

農地取得後は、農地のうち半分を農業用倉庫を建てるのに使い、残りの半分をみかんを栽培する計画とのことです。

取得後の耕作面積は110.165アールとなります。

今後の農業高校などで、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして塩月推進委員さんお願いします。

(塩月推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

譲受人の方の住所が蒲江の丸市尾となっているんですけれども、いわゆる現地との通って交錯したりするのに不都合はないのかなと思ひましてですね、そこをちょっと聞きお聞きしたいと思います。

(会長)

はい。
事務局。

(事務局)

はい。
譲受人は今ファーマーズスクールに通ってる新規就農者で、すでに今回申請してる農地の前で見かん栽培をすでにもう行っているかたとのことで、特に問題はないかなと思われました。
以上です。

(会長)

吉岡委員。

(吉岡委員)

はい。
わかりました。
ありがとうございました。

(会長)

はい。
他にどなたかございませんか。
はい。
ないようでございますので取りまとめたいと思います。
それでは3条6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
全員賛成ということで許可したいと思います。
続きまして三条の7番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より、説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅基準の冊子6ページをご覧ください。
今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農業振興地域内の農地です。
農業は手作業で行うとのことです。
農業は譲り受けに1人で行うとのことです。
農地取得後は野菜を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は1.99アールとなります。
農地倉庫が建っていますが、農業用倉庫として利用する予定とのことです。
また、農地に貼ってあるコンクリートは、農作業のための車を止めることなどに利用するとのことです。
今後農業を行う申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の8番について事務局より説明の後、本日、担当推進委員さんも欠席のようでございますので、事務局説明の後、推進委員さんの意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

住宅中の冊子7ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己収益で麦を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、臨時雇用の計4人で行うとのこと。

農地取得後は麦を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は29.61アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われ。

担当推進委員からも特に問題なしとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条8番についてこれより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の9番について事務局より説明の後、担当推進員さんが欠席のため、事務局の説明の後、推進委員さんの意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地の冊子 8 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地や農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で、米や野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機が所有しております。

また、田植え機等のその他農機具は両親が保有しているとのこと。

農業は譲受人と両親の計 3 人で行うとのこと。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

ひとところ耕作面積は 159.3563R となります。

今後行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

担当推進委員からも問題ない旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 9 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 9 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 10 番についてです。

事務局より説明の後、担当推進委員さんが、本日は欠席のため事務局より、推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地の差し引きページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地及び農地です。

農業経営に必要な器具は、所有またはリース予定とのこと。

農業は譲り受け人たちの 2 人で行う計画とのこと。

農地取得は米や果樹栽培する計画です。

ひとところ耕作面積は 16.97 アールとなります。

はい。

譲受人は申請農地申請地域付近に家を購入する予定とのこと。

今後農業を行う申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われ。

担当推進員からも特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です

(会長)。

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 10 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 10 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、三条の 11 番について、事務局説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図冊子、10 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地や農業振興地域の農地です。

譲受人は自己収益で果樹野菜を栽培してるということです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲り受け人 1 人で行うとのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 19.93R となります。

今後農業を行うので、農業申請農地周辺地域、すいません。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

特に問題はないと思われま。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは三条の 11 番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 11 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 12 番について、事務局説明の後、その他推進さんの意見ををお願いします。

(事務局)

住宅地の冊子 11、12 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請納期は農業振興地域内の農地及び農用地です。

譲受人は自己収益で水稻を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の 2 人で行うとのことです。

農地取得は水稻栽培していくとのことです。

取得後の耕作面積は 220.96 アールとなります。

今後の農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、それでは推進委員さん、お願いします。

(推進委員)

特に問題はありません。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明。

そして、担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 12 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの声、意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 12 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の13番について、事務局より説明の後、三又推進委員さんの意見を申し上げます。

(事務局)

住宅地図の冊子13ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請納期は農業振興地域内の農地です。

譲り受けの自己収益で野菜を栽培してるということです。

農業は手作業で行うとのこと。

農業は譲受人1人で行う計画とのこと。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

ひところ耕作面積は3.791アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局から説明は以上です。

(会長)

三又推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の13番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の13番について、賛成される方の挙手を求めたいと。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条の13件の審議を終わります。

続きまして6ページの、議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

まず、四条の一番についてですが、この議案につきましては、15番委員が申請者となっておりますので、15番委員は審議が終わるまで、退席をお願いします。

それでは事務局の説明の後、上杉推進委員さんの意見を申し上げます。

(事務局)

はい。

四条の一番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の14ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は、35年ぐらいまでは、米作りをしていましたが、近隣の農地が耕作放棄地となり、また水利がなく、鳥獣の被害を受けていることもあり、草刈だけ行って管理している状況です。

しかし農地の床が軟弱で深く沈み草刈にも困難を来しているため、かさ上げをして畑として、近隣のモデル的な利用をしたい計画です。

造成後は水利がなく、鳥獣の被害を受けていることもあり、農作物は無理なので花、コスモス、菜の花等を植えて、環境美化に努めたい計画です。

申請地では0.8メートルのかさ上げを行います。隣接地に対しては、間隔を空け安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第2、1両括弧1の両括弧イ。

第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして上杉推進委員さんお願いします。

(上杉推進委員)

はい。

特に問題ないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

四条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

15番委員入りください。

はい。

以上で、農地法第4条の1件の審議を終わります。

続きまして、7ページの議案第37号、農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、五条の一番について、事務局説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の 15 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲り渡し人は県外在住で現地を利用管理するのが困難であるため、20 年以上農地として利用していない状況です。

譲受人は申請地近くで、産業廃棄物中間処理施設を運営している法人であり、既存の駐車場でとめ切れない分の従業員 8 台、10 トンダンプ 3 台搬入来客ダンプ 2 台は、路上や作業ヤード内に停めているため、既存駐車場に停めきれない分の駐車場が必要です。

そのため、申請地を当該法人の駐車場として有効利用する計画です。

申請地では、従業員 8 台、10 トンダンプ 3 台、来客搬入来客担保 2 台、計 13 台分の駐車場を設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 21、両括弧 1、完了（イ）第二種農地の許可要件申請に関わる農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に、該当します。

なお、本申請地についてはですね、農振農用地の農用地でありましたので、今年 5 月にですね、農振除外の申請を受けまして、今年の 10 月に農振除外が完了している農地でありますので、申し添えます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

周囲の状況から見て、特に問題になるようなことはないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の2番について、事務局の説明の後、岡田推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の16ページをご覧ください。

申請地。

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田と畑です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

すでに令和5年7月4日付で資材置き場として許可された。

申請地隣接の現有地は、当初原木の置き場としていましたが、剪定枝をチップ化して、燃料現材料として出荷するための敷地の大部分に剪定枝を置いている状態です。

そのため原木の置き場がなく、切り出しに長期間仮置している状況であるため、申請地を原木置き場として利用する計画です。

申請地では、幅6メートル、長さ12メートルの原木置き場を6ヶ所設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは、続きまして岡田推進委員さんお願いします。

(岡田推進委員)

何も問題はないと思われま。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので。

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

現場の防護柵ですね、この処分は特段問題はないのでしょうか。

(会長)

はい。

事務局。

(事務局)

はい。

もうすでに資材置き場として令和5年7月4日付で資材置き場として許可をしております。

その時についてもですねその写真の通り、防護柵があります。

この防護柵については、耐用年数、約14年ということで経過は確認している、耐用年数を経過していることは確認をとっております。

(会長)

職員。

はい。

他にどなたかご意見ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の3番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の17ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

車両整備工場としての用途による申請です。

譲受人は現在、市内の生コン会社の工場に勤めていますが、自宅から4kmから5kmと比較的近い申請地に、修理工場を建設し、車両整備工場として新しく事業を起こす計画です。

申請地では、軽量鉄骨造り平屋建て、建築面積132㎡の車両整備工場を1棟建設し、5台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

また、雨水は自然流下します。
水利権はありません。
許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして寺嶋推進委員さんお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。
特に問題ありません。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。
それでは五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
ありませんか。
はい。
ないようでございますので取りまとめたいと思います。
五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思いはい。
賛成多数ということで、許可したいと思います。
続きまして五条の4番についてですが、事務局の説明の後、清田推進委員さんが本日欠席でございますので、事務局より推進委員さんの意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。
五条の4番について説明いたします。
地図の18ページをご覧ください。
申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の畑です。
一般住宅としての用途による申請です。
貸し人の孫である、孫の夫である借人は、結婚して家族が増えたことにより、借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。
申請地では、木造二階建て、建築面積99.37平方メートルの住宅を建築します。
造成工事は、現状のまま利用し、ブロック塀を設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。
また、汚水処理生活排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。
水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧エの（イ）第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

（会長）

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして五条の5番についてですが、事務局説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いいたします。

（事務局）

はい。

五条の5番についてご説明いたします。

地図の19ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

事務所としての用途による申請です。

申請地周辺は、郵便事業指定区域のため、簡易郵便局がありますが、現在、一時閉鎖中のため、譲受人が新たに事務所を建築し、簡易郵便局を開局する計画です。

申請地では、軽量鉄骨づくりユニットハウス建築面積28.59平方メートルの事務所を建築します。

造成工事は盛土行いますが、土どめ工事を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流しま

す。水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして曾根田推進委員さんお願いします。

(曾根田推進委員)

はい。

これ簡易郵便局ですが、図面にありますようにずっと一番左側にあったんですが、この方がもうなくなって誰もをする人がいない。

そういう関係で、新たにこの場所に設置することであり、別に問題ないと思われれます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で農地法第五条の5件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第35号農地法第三条の13件につきましては許可したいと思います。

議案第36号、農地法第4条の1件と、議案第37号、農地法第五条の5件につきましても、許可したいと思います。

それではただいまよりその他の議案、非農地証明願についてを審議します。

一番についてですが本日担当推進委員が欠席のため、事務局説明あと推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願一番のご説明をいたします。

お手元の議案書地図の資料ですけども、2ページをお開きください。

申請者の調査は11月7日に担当区の一瀬推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市弥生大字大坂本の2筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が平成12年に相続していますが、相続以前から耕作者がいなく、放置されていたため、原野化しております。

現況は、スクリーンに映し出している通り、草木は繁殖しており、この土地を農地に復元するに

は、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

(会長)

はい。

ただいま事務局より一番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからの特に問題なしとの意見がございました。

これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

塩月委員。

(塩月委員)

16番の塩月です。

これを手前の部分がどっちだったのかな。

スライド手前の部分に、これにやっといってください。

えーとですね、先月の29日に事務局の方と、会長と私で3人で現地調査に行ったんですけど、非農地にするにはちょっと無理があるんじゃないかなっていう現状なんですよ。

どうしてかという、これは違います。

こっちですね、見ての通り、草木そんなになんていんですよ。

ほいで、雑木ちょうど真ん中辺に一本私の背丈ぐらいの一本あるわけで。

あとはかやと。道路沿いにお茶の株ですね今見えてますけど、それも胸の高さぐらい。

畑に復元するには、簡単なことなんですけど、草刈り機持って行ってそれを株を切っちゃって、抜根すればすぐ畑になりますし。

お茶の株も道路側にずっと大体見たときに、15メートルかな、そのくらいあるだけであとはもう全部草ですね。

だから、こういうのを非農地化していくと。

これから先にどうなっていくかという、もうほとんどが草が生えて木がいっぱい入ったらみんな非農地にしてしまうという形になってくるんじゃないかなとも思うんでちょっと心配するところがあるんですよ。

ただ1点は、この今、道路から、その2つ書いてるあそこは土地なんですけど、その向こうももう非農地として認めてほしいんですよ。先月。

それに続いて出てきたんではないかなと私は思うんですけど。

もう1点は、これの後に右の方になるんですけど、道路のこっち側ですから。

その上にしいたけの栽培のハウスがあるんですよ。

そういうのがありまして、いろいろ環境的にもちょっと心配するのがあるのかなあと。

今2の上にちょっと木の枝が出てますよね。

あれが一本唯一、木があるだけです。

だから私の身長よりちょっと私が 170 ちょっと私より出てるかなんて。小さい枝は。

一応私たちが現地調査した時の意見として、非農地にするにはちょっと無理があるんかなっていう感じです。

だけど、あとはもう皆さんの委員さんのお考えで、うん。

どっちにも取れるんですね。

やはりふうに写真の取りようとかやりようによってはね、以上です。

(会長)

はい、じゃあ事務局。

説明を。

(事務局)

はい。

先ほど塩月委員さんがおっしゃったようにですね、お手元の地図の方でも隣接の農地、このスライドの写真から見ると奥の農地。2筆なんですけども。

こちらについては令和5年10月4日の総会において、非農地証明願の議案を審議いただき、非農地の証明をさせていただいております。

現況はこのスライドの奥の隣接の農地ですので、そんなに現況としてはですね、奥の少し若干原野化されてるかなと。

草木が繁茂してるのかなと。

思われます。

先ほど私の方ですね、非農地の証明の発行基準要領の第2の4に、該当しますと、ご説明をさせていただいたところでもあります。

前回10月4日の隣接農地についても非農地の証明書発行基準要領第2の4に該当しますということのご説明でご審議いただき、賛成多数で可決しております。

その非農地証明書発行基準要領第2の4について若干ながらですね、ご説明をさせていただきたいと思います。

非農地証明書の発行基準要領の第2の4についてですけども、第2の4についてはですね、遊休農地のうち、農地法の運用についてという理由がありまして、その第4の両括弧4に基づき、農地法第二条第1項の農地に該当しないこと判断されるものということになっております。

また、農地法の第2条の第1項の農地に、該当しないと判断されることについてですけども、農地法に運用2の第4の両括弧4の方ですね、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、人力または農業機械では、工期整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業の実施等が計画されていない、されていない農地について、次のいずれかに該当するには、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとするということになっております。

それで農地に該当しないものとし、するものとして、ですけども、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、また、イについては、先ほど森林の様相を呈しているのご説明しましたが、それ以外の場合であって、その土地

の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合とされております。

今回は、隣接農地も含めてですね、先ほど、説明させていただいたように、現地の、その通り、森林の様相は呈していないんですけれども、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと。

見込まれる場合に該当するとして、非農地の証明書発行基準要領の第2のように、に該当するとしてですね、非農地の証明願を申請を受け付けましてこの場においてご審議をさせていただいてるところであります。

以上、事務局のちょっと簡単ですけど説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。

塩月委員、よろしいですか。

はい。

他にどなたかご意見ございますか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

123。

八名ちゅうことは今日は何。

賛成多数ということで承認したいと思います。

続きまして2番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局の説明の後、推進委員の意見も併せて申し上げます。

(事務局)

はい。

お手元の資料では、3ページの住宅地図になります。

非農地証明願2番のご説明をいたします。

申請者の調査は11月6日に担当区の亀山推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市大字日向泊の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が、昭和52年に農地法の知識がなく、居宅を新築しております。

平成5年に現所有者が時効取得し、現在まで利用していますか、所有権移転登記をする際に、地目畑、地目が畑であることが判明したための申請になります。

現況はスクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば、困難な状況です。

よって、本申請地は、機能証明書発行基準要領第2の方に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいています。

ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

以上です。

(会長)

はい。ただいま事務局より2番の非農地証明願の説明及び推進委員さんから、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はいないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、3番についてです。

事務局の説明の後、坂本推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

お手元の住宅地図の4ページ5ページをお開きください。

非農地証明願3番のご説明をいたします。

申請地の調査は11月21日に担当区の坂本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市、上浦大字津井浦の4筆です。

申請市の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が令和3年に相続していますが、相続以前から耕作者がいなく、放置されたため、原野化、山林化しております。

現況はスクリーンに映し出している通り、草木が繁殖しており、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして坂本推進委員さんお願いします。

(坂本推進委員)

はい。

もう森林化されておりました、農地として復元するのは非常に厳しいかと思われま

はい。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局より3番の非農地証明願の説明、推進委員さんから、特に問題ないとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思いますそれでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の3件につきましては、承認したいと思います。

それではここで一旦休憩とします。

開会時間を、15時5分ということによろしいですか。

はい。

皆さんよろしいですか。

それでは再開したいと思います。

ただいまより、その他の議案、農用地利用集積計画案についてです。

事務局。

矢野君をお願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です農政課の矢野と申します。

前回の定例会でお願いしておりました、利用権の新規掘り起こしと再決定再設定について。

取りまとめいただいたものを、農用地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条。

第1項の規定による案件は33件となっています。

お手元の農用地利用集積計画括弧案をご確認ください。

表紙裏の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間5年が29筆で3万4856平米。

契約期間20年が4筆で4608平米。

これらを合計すると33筆で3万9464平米となります。

なお、各契約の詳細につきましては、次ページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、利用権の設定等を受けるものが、公社となっているものにつきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用促進計画案にてご説明がございました。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないようでございますのでそれでただいまより農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、③利用権設定の推進について、お願いということで、農政課お願いします。

(農政課)

はい。

利用権設定の推進について、毎月、満期が到来する利用権の再設定の推進と、新規の。

掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来者分については、該当する推進委員への委員の方へリストをお渡しいたしておりますので、相談等を受けた場合は、ご助言のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の利用権設定用紙の提出締め切りは12月15日金曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局になりますので、ご助言のほどよろしくお願いいたします。

なお、設定用紙が必要な場合は、お届けいたしますので、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

以上よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

今月の締め切りは12月15日となっておりますのでよろしく申し上げます。

続きまして④の農用地利用集積等促進計画案について農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は令和6年2月1日返し分の33件になります。

内容とし1、内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目田26筆。

3万1591平米。

登記地目畑、3筆3265平米。

契約期間 20 年のもの、新規で登記地目田 4 筆、4608 平米以上、合計 33 筆、面積が 3 万 9466、3 万 9464 平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、農用地利用集積等促進計画案についての意見は特になしということとします。

これにて、すべての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして、令和 5 年第 12 回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(16 時 36 分閉会)